

「令和7年度共通化の対象候補」の検討状況に係る中間報告

令和7年12月23日
国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室



対応方針

自賠証の提示(自動車損害賠償保障法第9条第1項※道路運送車両法第34条第1項(臨時運行の許可)申請)

【対応方法】

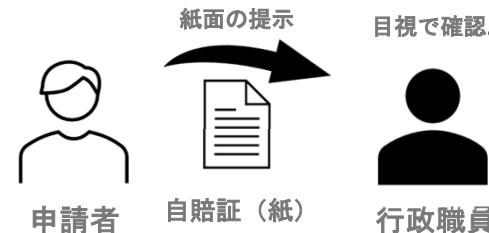
自動車臨時運行許可申請の際の自賠証の提示については、自動車損害賠償保障法により書面での提示を義務付けているところ、自動車臨時運行許可申請のオンライン化の要望を受けたことから、電磁的記録による自賠証の提出を可能とするため、「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和五年国土交通省令第七号)」の改正を行う。

【従来】

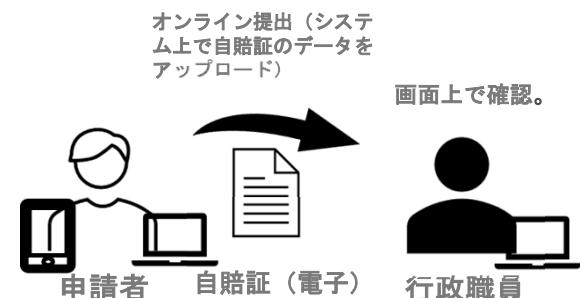


【改正後】

【窓口申請の場合】



【オンライン申請の場合】



【今後のスケジュール】

令和8年4月1日施行予定

【備考】

- 予定している法令改正ではオンラインでの自賠証の提出を可能とするものであり、書面での提示が出来なくなるものではない。
- 窓口で申請をする場合は、従来どおり紙媒体の自賠証を職員に提示する。
- 各地方自治体がぴったりサービスをはじめとした臨時運行許可申請のオンライン申請窓口を開設した場合でも、紙申請は可能である。

参考条文①

自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)抄
(自動車損害賠償責任保険証明書の提示)

第九条 **道路運送車両法**第四条、**第三十四条第一項**、第三十六条の二第五項、第六十条第一項、第六十二条第二項(第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)、第六十七条第一項(使用者の変更に係る部分に限る。)、第七十一条第四項若しくは第九十七条の三又は総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二条の二第三項**に規定する処分を受けようとする者は、当該行政庁**(道路運送車両法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会。次項から第五項までにおいて同じ。)**に対して、自動車損害賠償責任保険証明書をも提示しなければならない。**…

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)抄
(臨時運行の許可)

第三十四条 臨時運行の許可を受けた自動車を、当該自動車に係る臨時運行許可証に記載された目的及び経路に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

参考条文②

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十年法律第百四十九号)抄
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七(略)

八 縦覧等 **民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧**若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。ただし、裁判手続等において行うものを除く。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならぬとされているもの(主務省令で定めるものに限る。)については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、**書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。**

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(令和五年国土交通省令第七号)抄

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 **法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等**は、自賠法第九条第六項(同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法により行わなければならない。